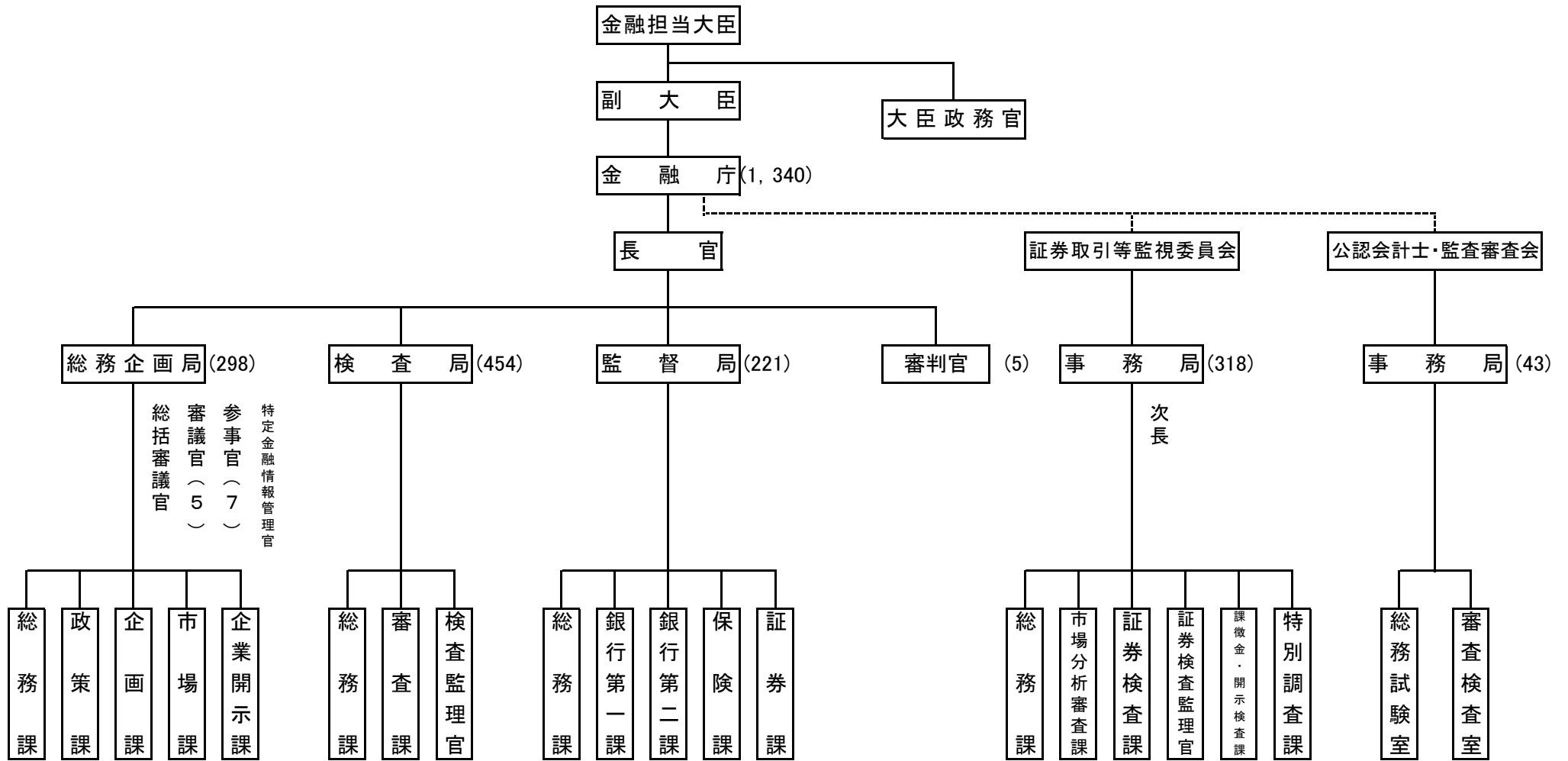


金融庁の組織(平成18年度)



(注1) 数字は、平成18年度末定員

(注2) 審議官のうち1人、特定金融情報管理官及び次長は充て職

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～十四 （略）

十五 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九 （略）

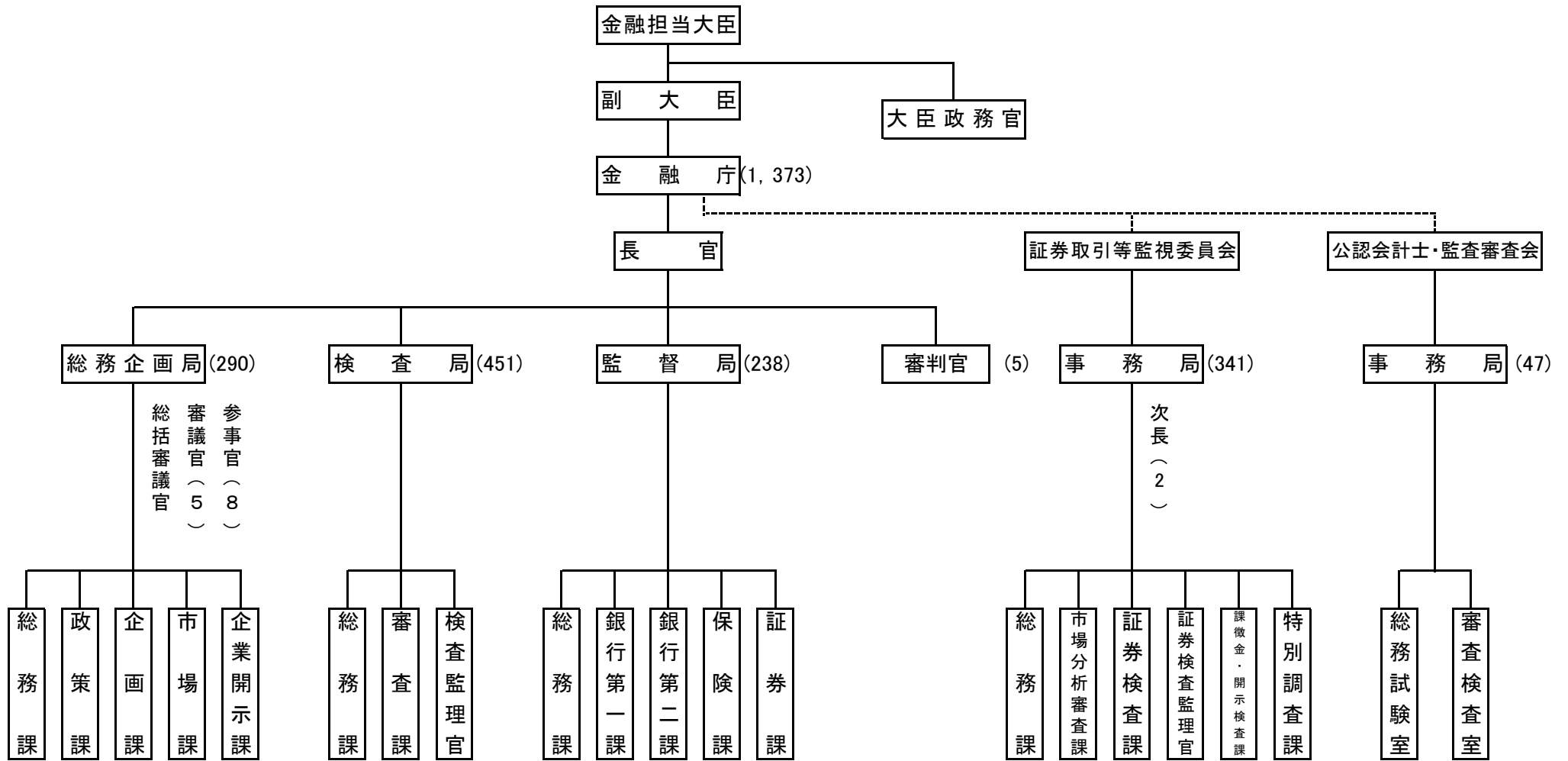
六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条に規定する事務

六十一 （略）

金融庁の各局等の所掌事務(平成18年度)

部局の名称	課等の名称	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、国際関係、図書館の運営等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
	情報化・業務企画室	情報システムの整備及び管理等
	特定金融情報室	マネー・ローンダリングに係る疑わしい取引の届出受理等
	審判手続室	課徴金に係る審判の事務、課徴金の徴収に関すること等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案、銀行業等に関する制度の企画・立案等
	研究開発室	金融に関する基礎的な調査及び研究等
	調査室	経済金融情勢に関する調査等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案等
	市場課	証券市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案、市場監理・分析、証券取引所等の監督等
	企業開示課	企業会計基準及び監査基準の設定、証券取引に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、有価証券報告書等の審査・処分等、電子開示システム(EDINET)の整備、公認会計士等の監督等
	検査局	
	総務課	検査局の総括、金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の実施、金融検査の基準の策定等
	市場リスク検査室	市場リスクに係る金融検査等
	審査課	検査報告書の審査、金融検査の結果の通知等
	検査監理官	重要な金融検査の実施等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括等
	監督調査室	監督上の調査等
	コングロマリット室	金融コングロマリットの監督に関する総合調整・企画立案等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応等
	金融会社室	ノンバンクの監督等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督等
	銀行第二課	地銀・第二地銀の監督等
	保険課	保険会社・少額短期保険業者等の監督等
証券課	証券会社、投資信託委託業者、投資顧問業者、金融先物取引業者等の監督等	
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		証券会社等の検査、課徴金調査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総務、総合調整等
	市場分析審査課	証券取引に係る資料・情報の収集及び分析並びに取引審査等
	証券検査課	証券会社等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、検査結果に対する審査等
	証券検査監理官	証券検査の実施等
	課徴金・開示検査課	課徴金調査、有価証券報告書等検査等
	特別調査課	犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、公認会計士の監査業務に関する審査・検査等
	総務試験室	事務局の総務、総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査室	「品質管理レビュー」の審査・検査等

金融庁の組織(平成19年度)



(注1)数字は、平成19年度末定員

(注2)審議官、参事官及び次長のうち、それぞれ1人は充て職